

第4章 「社会的取組の状況」を表す情報・指標

1. 環境報告書に記載する情報・指標の考え方

近年、我が国で発行される広い意味での環境報告書の内、62.7%が環境保全の取組だけでなく社会的取組の状況についても記載しているとの調査結果⁵があります。また、その名称も「CSR 報告書」「環境・社会報告書」「サステナビリティ報告書」等、社会性を含むものが多く見られるようになってきました。これは、環境問題と社会問題への取組が、企業の社会的責任を果たす上でいずれも重要な課題であることから、併せて報告を行っているものと考えられます。

平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画においても、環境政策の基本的方向の一つ目として、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上」が掲げられています。事業者という経済的な主体が、事業活動の環境的側面や社会的側面を経営方針に組み込み、その取組状況を開示することは、持続可能な社会の実現のために望ましいと考えられます。

このような観点から、本章では、既存の環境報告書に多く記載されている項目や、さまざまなガイドライン等に示されている項目を踏まえて、「社会的取組の状況」を表す情報・指標を示します。

特に、地域コミュニティの活力は、環境的側面と社会的側面の両方にとって重要な課題です。事業者として地域コミュニティとどのような関係を築くのかを考えるに当たっては、この両方の側面を併せて検討していくことが望ましいといえます。このような地域コミュニティとの関係について、アメリカにおいては企業の社会的責任として重視されています。他方、ヨーロッパにおける企業の社会的責任の議論では、域内の雇用確保や人材育成等の問題に大きな関心が払われています。

いずれにしても、社会的取組の内容については、社会的な重要性やそれぞれの事業者が置かれている状況によって重視すべき課題が大きく異なります。したがって、以下に記載する項目はあくまでも例であり、これ以外の項目も含め、各事業者が必要と考える社会的課題の解決に向けた取組について記載していくことが求められます。

社会的取組についての記載内容を検討する際には環境保全に係る項目と同様にステークホルダーとの関係が重要であり、当該地域固有の文化的・歴史的背景に鑑み、さまざまなステークホルダーと意見交換を行いながら、自らにとって特に課題となる項目を中心に記載することが望まれます。

なお、現在、政府や民間団体においても、企業の社会的責任に関し、さまざまな調査研究が報告されており、現在も検討が行われているものもあります。社会的取組の状況について記載する際は、それらも参考にしつつ、適切な情報を提供することが望まれます。（参照：参考資料 6.【国内外の研究機関等及び諸外国における研究成果】）

⁵ 「平成 17 年度環境にやさしい企業行動調査」において『環境面だけでなく、社会・経済的側面も記載している』と回答した企業の割合

2. 「社会的取組の状況」を表す情報・指標（SPI）

(1) 記載することが期待される情報・指標

「社会的取組の状況」を記載する場合、社会的取組への方針、目標、計画等を記述することが期待されます。また、例えば、次のような情報や指標について、ステークホルダーとの協議を行う等、選定手順を工夫しつつ、社会的な重要性も踏まえ、適切な情報や指標を選択して記載することが期待されます。さらに、事業活動全体として社会的な価値の創造にどの程度寄与できたか、取りまとめて示すことも考えられます。

労働安全衛生に関する情報・指標

- ・労働安全衛生に関する方針、計画、取組
- ・労働災害発生頻度、労働災害件数（事故件数、死亡・高度障害・過労死等の重大事故の内容、労働安全衛生法による報告）
- ・従業員の健康管理に関する方針、取組（危険性・有害性等の調査等に関する指針への対応¹、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針²への対応、安全衛生教育の実施状況、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針³への対応）
- ・度数率、強度率、労働損失日数
- ・健康／安全に係る支出額、一人あたり支出額
- ・労働安全衛生マネジメントシステム指針⁴への対応
- ・労働安全衛生委員会の議事内容と従業員への周知

¹ 危険性・有害性等の調査等に関する指針への対応

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-47/hor1-47-5-1-0.htm>

² 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-19/hor1-19-1-1-0.htm>

³ 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>

⁴ 労働安全衛生マネジメントシステム指針

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-58-1-0.htm>

雇用に関する情報・指標

- ・雇用に関する方針、計画、取組
- ・労働力の内訳（正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況、前年1年間の離職数（年齢別、性別、地域別）、労働者に対する離職者の割合（年齢別、性別、地域別）、正規雇用比率と地域の総労働者に占める正規雇用比率の比較）
- ・賃金等の状況（正規雇用従業員の平均賃金と非正規雇用従業員の平均賃金の比率、正規雇用従業員と非正規雇用従業員との健康保険、産前・産後休業、育児休業、定年退職金の比較）

- ・従業員の公正採用選考の状況
- ・人事評価制度の状況
- ・教育研修制度の状況
- ・男女雇用機会均等法に係る情報（役員、管理職、正社員全体の男女別割合、女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組に関するガイドライン⁵への対応）
- ・障害者の雇用方針及び取組状況、障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者の雇用状況（障害者雇用者数、障害者雇用率）
- ・外国人の雇用方針及び雇用状況
- ・福利厚生者の状況（産前・産後休業、育児休業の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況、次世代育成支援対策推進法への対応）
- ・労使関係の状況（労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況）
- ・職場環境改善の取組状況（セクシャルハラスメント防止に関する方針の明確化と周知の状況、苦情窓口の設置と周知の状況、その他のいじめ防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況、職場におけるエイズ問題に関するガイドライン⁶への対応、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針⁷への対応）

⁵ 女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組に関するガイドライン

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-35.htm>

⁶ 職場におけるエイズ問題に関するガイドライン

http://api-net.jfap.or.jp/mhw/document/doc_02_29.htm

⁷ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/20000401-30-2.pdf>

人権に関する情報・指標

- ・人権に関する方針、計画、取組
- ・差別対策の取組状況
- ・児童労働、強制・義務労働防止の取組状況（サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等）
- ・人権に関する従業員への教育研修

地域及び社会に対する貢献に関する情報・指標

- ・地域文化やコミュニティの尊重、保護等に係る方針、計画、取組（特に事業活動に係る国内外の地域）
- ・発展途上国等における社会的な取組
- ・フェアトレード、CSR調達の状況
- ・地域の教育・研修への協力、支援の状況

- ・環境以外の社会貢献に係る方針、計画、取組
- ・NPO、業界団体等への支援状況、支援額、物資援助額等

企業統治（コーポレートガバナンス）・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引に関する情報・指標

- ・企業統治（コーポレートガバナンス）・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引に係る方針、体制、計画、取組（海外における事業活動に関するものも含む）
- ・環境関連以外の法律等の違反、行政機関からの指導・勧告・命令・処分等の内容及び件数（独占禁止法、景品表示法、下請法、労働基準法、派遣法、公正競争規約、消費生活用製品安全法、特定商取引法、PL法、外為法等を含む）
- ・環境関連以外の訴訟を行っている又は受けている場合は、その全ての内容及び対応状況
- ・行動規範策定の状況
- ・独占禁止法遵守等の公正取引の取組状況（独占禁止法遵守プログラム、景品表示法遵守の取組状況、下請代金支払い遅延等防止対策の状況、流通取引慣行ガイドライン遵守プログラムの状況等）
- ・公益通報者保護に係る方針、計画、取組

個人情報保護に関する情報・指標

- ・個人情報保護に係る方針、計画、取組

広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標

- ・消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組
- ・製品・サービスの設計・製造・販売（提供）・使用・廃棄の過程を通じて、顧客の安全・衛生を確保する取り組みの方針・取組
- ・主要な製品・サービスの安全基準適合性を認証・検証する機関及び必要に応じて認証・検証手続きの記載と安全基準適合性の数値目標と達成状況
- ・顧客への宣伝・販売に関する法令・自主規制基準等を遵守する社内体制
- ・PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策
- ・販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム
- ・消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況（消費者基本法による製品等の苦情処理窓口の設置及びその処理の状況、消費生活用製品安全法による製品に関する被害発生報告の状況）
- ・景品法による製品等の品質表示・説明に関する根拠資料の開示の状況
- ・製品等のリコール及び回収等の状況
- ・消費者契約法、消費者基本法、金融商品取引法、特定商取引法遵守に関する販売並びに消費者契約の契約条項等の適正化プログラム及びその遵守状況

企業の社会的側面に関する経済的情報・指標

- ・ステークホルダー別の企業価値（付加価値）の配分
- ・環境関連分野以外の寄付や献金の相手先及び金額

- ・ 適正な納税負担の状況

その他の社会的項目に関する情報・指標

- ・ 動物実験を実施する際の方針、計画、取組
- ・ 知的財産の尊重、保全
- ・ 武器及び軍事転用可能な製品・商品の取扱・開発・製造・販売に関する方針、計画、取組
- ・ 受賞歴

(2)解説

社会的側面に関する情報として、どのような情報を記載することが望ましいかについては、さまざまな意見があります。

例えば、OECD(経済協力開発機構)の「多国籍企業ガイドライン」(最新版は2000年6月改訂)は、多国籍企業による貿易・投資の自由化、経済のグローバル化に対する市民社会からの懸念に応えるための行動規範として策定されましたが、その内容は序文に加えて10章(定義と原則、一般方針、情報開示、雇用及び労使関係、環境問題、贈賄の防止、消費者利益、科学及び技術、公正な競争、課税)からなります。

また、GRIガイドライン第3版では、社会的パフォーマンス指標の項目として、労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)、人権、社会、製品責任の4種類を挙げています。

社会的側面は、地域、国、地球等の持続可能性、各レベルのステークホルダーへの影響、事業者に求められる社会的責任を考慮して検討されるべきものです。このガイドラインでは、記載することが期待される情報・指標を、労働安全衛生、雇用、人権、地域及び社会に対する貢献、企業統治(コーポレートガバナンス)・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引、個人情報保護、広範な消費者保護及び製品安全、企業の社会的側面に関する経済的情報・指標、その他の社会的項目の9種類に分類しましたが、これらは現在、社会的な関心が高いと思われるもの、法律等による規制等があるものです。

社会的側面の情報・指標は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、本ガイドラインを参考に、それぞれの状況に応じた項目を具体的に記載することが望まれます。